

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	30 件

神奈川県国民年金 事案 3532

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 2 月まで

私は、国民年金制度が発足したころ、区役所で職員に勧められて、国民年金の加入手続を行った。その後、定期的に区役所で国民年金保険料を納付していた。私は、国民年金に任意加入した後、転居するまでの間、ずっと保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足したころに、将来の生活のために、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、区役所の担当職員から国民年金の加入を勧められたことや、加入手続を行った際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人に対する意見聴取において、申立人は、申立期間の途中までは長女が学校へ通っていたので、その時間帯を利用して区役所へ行き、定期的に国民年金保険料を納付していたことや、保険料を納付した際に国民年金手帳に印紙を貼った後、検認印を押してもらったことなど、申立期間当時の状況について経験した者しか話せない内容を具体的に述べており、申立内容は信用できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の夫の給料から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫の厚生年金保険における標準報酬月額は、申立期間当時、ほぼ最高等級で推移していたことが確認できることから、申立人は、保険料を納付するだけの資力があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月ごろ、国民健康保険及び国民年金の加入手続を区役所で行った。その後、納付書が送られて来たので、職場又は自宅の近所の金融機関で国民健康保険料及び国民年金保険料を併せて納付していた。保険料をさかのぼって納付した記憶は無いが、加入手続以後、送られてきた納付書の保険料は必ず納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続後、送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 59 年 8 月ごろと推認され、加入手続を行っておきながら、その年度の保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然であり、申立人が、申立期間のうち、現年度納付することが可能な同年 4 月から 60 年 3 月までの保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立人は、昭和 56 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、その際に現在所持している年金手帳を受け取ったとしているが、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、申立人が 57 年 10 月に転居した先の区で払い出されており、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金

の加入手続を行ったのは、59年8月ごろと推認できることから、申立人が主張する加入手続時期と合致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和59年8月の時点では、申立期間のうち、56年4月から57年6月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間のうち、同年7月から59年3月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される同年8月の時点では、過年度納付により国民年金保険料を納付することができる期間ではあるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付していたことはないと述べていることから、この両期間の保険料まで納付していたと推認することはできない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和56年4月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの期間、46年4月から47年3月までの期間、49年4月から56年12月までの期間、平成5年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで
③ 昭和49年4月から56年12月まで
④ 平成5年8月及び同年9月

私は、昭和40年に会社を辞めた後、両親に勧められ国民年金に加入した。結婚後は、夫が国民年金に加入していなかったため、私が夫の加入手続きを行い、正式に別居する平成6年1月まで夫婦の保険料を私が納付してきた。いずれの申立期間においても、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私のみが申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間である上、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②及び③について、申立人の国民年金手帳では、申立人は昭和45年2月の結婚以降も強制加入被保険者であったことが確認できるのに対して、特殊台帳では、結婚後において保険料の納付が続けられていた後、時期を特定できないものの同年同月にさかのぼって、一旦、被保険者資格が喪失されており、オンライン記録では、この資格喪失は59年9月になって取り消されていることが確認できる上、申立人の被保険者資格を結婚時にさかのぼって喪失させる理由は見当たらないことから、当該資格喪失手続は誤

りであったものと認められる。しかも、当該資格喪失が行われたことにより、それまで納付済みであった保険料が過誤納とされ、納付していないものとして取り扱われていたことから、平成 20 年になって申立期間②の前後の昭和 45 年 2 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の保険料が、平成 20 年になって未納から納付済みに訂正されていることが認められること、及び申立人の出生年が平成 9 年に訂正されるまで昭和 27 年生まれと誤って記録されていたことから、申立期間当時、行政側の事務処理に多くの誤りが生じていたことは明らかである。

さらに、申立人は、当該期間を含む昭和 45 年 2 月に結婚した後の期間においては、申立人が夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、その夫の保険料は、申立期間③の一部の短期間を除いて納付済みとなっており、申立人のみ保険料がすべて未納とされていることは不自然である。

加えて、申立期間④については、2 か月と短期間である上、金融機関における昭和 61 年 9 月から平成 6 年 1 月までの申立人の口座引落しの記録をみると、基本的に夫婦二人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できる上、オンライン記録上でも、申立期間④の申立人の保険料以外は夫の分を含めすべて納付済みとされていることから、申立人のみ申立期間④の保険料を納付しなかったとは考えにくく、口座引き落としができなかった月の保険料については、別途納付書により納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月及び同年3月

私の国民年金については、両親が私が成人したのを機に加入させると決めていたことから、私が20歳になった直後に母親が区役所の出張所で加入手続を行ったと聞いている。

国民年金保険料についても、私が60歳になるまでの40年間、母親が欠かさず納付していたと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人は、40年にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除いてすべて保険料を納付していることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その母親と連番で払い出されたことが確認できるとともに、申立人の国民年金加入手続の時期は当該国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が20歳になった昭和40年*月と推認できることから、加入手続の時点において申立期間の保険料については、納付が可能であったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入期間のすべてにおいて申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、自らの国民年金の加入期間においては、保険料の未納がないことから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していたその父親も申立期間を含む国民年金加入期間においては、保険料の未納がないことを踏まえると申立人の申立期間の保険料のみが未納であったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から42年3月まで
② 平成5年4月から6年3月まで

私が21歳ぐらいの時に、役所から国民年金への加入の案内が届いたので、母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親から20歳までさかのぼって納付したと聞いていたにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。また、申立期間②について、当時は毎年申請免除の手続を行っており、申立期間についても、役所からはがきを送付されてきたので、免除の申請を希望する旨書いて返送したにもかかわらず、申立期間②が申請免除期間とされず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、21歳になったところに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年10月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間①の保険料を過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人の姉は、「当時、母親から、妹（申立人）の国民年金保険料については、20歳までさかのぼってまとめて納付したと聞いた。」旨証言している上、申立期間①は15か月と比較的短期間である。

2 申立期間②について、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、役所から送付されたはがきにより免除申請の手続を行ったと主張しているところ、社会保険事務所（当時）では、当時、申請免除を行った被保険者に対して、翌年に勸奨はがき及び申請免除の申請用紙を送付していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②の前後の期間は申請免除期間とされている上、申立期間②の前後を通じて、申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、申立期間②についても、申請免除に該当する期間であったことが推認でき、申立期間②の保険料のみ免除申請されていなかったとするのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、平成 5 年 4 月から 6 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3537

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和50年3月に結婚後しばらくして国民年金及び付加年金の加入手続きを行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付書か口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、加入当初から付加保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの期間、57 年 12 月及び 58 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 57 年 12 月及び 58 年 1 月

私は、20 歳になった時に私の母親や当時勤務していた会社の社長に勧められたことから、国民年金に加入した。申立期間①については、私の母親が自分の国民年金保険料と一緒に納付したはずである。申立期間②については、私が自宅に来た集金人に保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その母親は申立人の国民年金の加入手続を行ったと証言している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当時、母親が居住していた申立人の実家がある地域で払い出されていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その母親は「自分の保険料と一緒に息子の保険料を納付したことを憶えている。」旨証言している上、母親も当該期間の保険料は納付済みであることから、申立人のみ保険料を納付していないとするのは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は集金人に保険料を納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容と一致する。

加えて、申立人は、昭和 57 年 12 月に国民年金に任意加入していることか

ら、直後の申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立期間は、それぞれ9か月及び2か月と短期間であるとともに、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人は保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 36 年 8 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付については私の母親が行い、37 年 12 月に私が結婚した後においては、私の妻の分の保険料も母親が納付していた。母親は、46 年 3 月以降は私を農業者年金に加入させるとともに、自分自身の保険料の納付が終了した後も、私の付加保険料を含む国民年金保険料、及び農業者年金の保険料を納付していた。申立期間①の国民年金保険料、申立期間②の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、加入直後の 4 か月の保険料を納付した後、申立期間①を未納のまま、昭和 38 年 4 月から納付を再開しているのは考えにくいとともに、当該納付済み期間 4 か月は、3 か月ごとであった当時の収納単位とも一致していない。

また、申立期間①について、申立人は、その母親が昭和 36 年 4 月に申立人の国民年金の加入手続及びその後における国民年金保険料の納付を行い、37 年 12 月に申立人が結婚した後においては、夫婦二人の分の保険料も申立人の母親が納付していたとしているところ、申立人が結婚する前の母親及び申立人の当時の妻の結婚後における保険料は納付済みであることから、申立人のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、その母親の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年

金保険料についてさかのぼって同年6月にまとめて納付した国庫金の領収証を所持しており、この時期は第一回目の特例納付が実施される前であり、法律の規定を超えて保険料が収納された経緯等は不明ではあるものの、納付金額等から申立人の母親の保険料の納付意欲は高かったものと認められ、この時点で一人息子である申立人の保険料に未納があれば、併せて納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②について、申立人はその母親が昭和46年3月から申立人を農業者年金に任意加入させるとともに、国民年金の付加保険料に加え、農業者年金の保険料を納付し、母親自身の国民年金保険料の納付義務が終了した後も、申立人の国民年金保険料等を納付していたとしているところ、申立期間②前後の国民年金保険料は付加保険料と共に納付済みとされている上、申立人は同年3月から農業者年金に任意加入し、その後の農業者年金の保険料を完納していることが確認でき、申立期間②の国民年金保険料額と農業者年金保険料額に大差はないことから、申立人が農業者年金の保険料のみを納付し、付加保険料を含む国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その上、申立期間①は20か月、申立期間②は24か月といずれも比較的短期間であり、申立人は代々家族で農業を営んでおり、国民年金の加入期間において、住所や職業に変更はないことから、常に国民年金保険料を納付できるだけの資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、申立期間②の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から52年3月まで

私が20歳になった当時、私の両親が私の将来のことを考えて、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の母親が自分たち夫婦の保険料と一緒に自宅に来ていた集金人に納付していたはずであり、私が所持している申立期間直後の国民年金保険料の領収書には、領収書番号の誤った記載も確認でき、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月に払い出されていることから、申立期間のうち、50年10月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であり、かつ、当該期間の保険料については、直後の現年度納付されている同年4月以降の保険料額より安価であることが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金創設期から自分たち夫婦が60歳に到達するまで保険料をすべて納付している上、申立期間直後から申立人が結婚するまでの保険料もすべて納付していることから国民年金に対する納付意識は高く、申立人の国民年金の加入手続を行った時点でさかのぼって納付が可能な昭和50年10月から52年3月までの保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、結婚直後から申立人の両親と同居していた申立人の夫は、義母は厳格で几帳面な人であり、子供や孫（申立人の子）に対する思いが強い人であったことから、孫の国民年金保険料を納付していた上、国民年金制

度に対する認識も高かったと証言しているところ、その孫が学生のころの保険料は納付済みとされている。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた市の広報には、国民年金保険料の納付にかかる時効は2年であることが度々告知されており、申立人の母親は時効にかからない期間をさかのぼって納付することが可能であったことを認識し得たものと考えられ、市からは、過年度納付の申し出があれば、社会保険事務所（当時）に行くように案内をしていたとの回答が得られていることから、その母親が過年度納付したのと考えても不自然ではない。

その上、申立人は、申立期間後に未納はない上、結婚後は国民年金に任意加入するなど、保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立人は、20歳になった時に申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、当時、大学に通学するために両親とは別の市に居住していたことが住民票で確認でき、保険料の徴収はその市が行うこととされていることから、申立内容とは一致しない。

また、申立人は20歳になった時に、申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月に払い出されていることから、その時点で、申立期間のうち、44年12月から50年9月までの期間については、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親も、申立期間当時の状況について、記憶が曖昧であることから、当時の申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間のうち、昭和44年12月から50年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までの期間、60年8月、同年9月、61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から51年9月まで
② 昭和54年10月から56年3月まで
③ 昭和60年8月及び同年9月
④ 昭和61年2月及び同年3月

私が大学を卒業した昭和48年4月ごろ、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後、私が結婚するまでは、父親が、保険料を納付してくれた。

結婚後は、私が、国民年金保険料を納付してきた。納付が遅れることもあったが、遅れても後から必ず納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、18か月と比較的短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人は、申立期間②当時の仕事は順調で生活は安定していたと述べていることから、申立人が申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間③の前後の期間及び申立期間④の前の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、当時、申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、申立人は、納付が遅れることもあったが、後から必ず国民年金保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録では、申立期間以外にも数回保険料を過年度納付している期間が確認できることから、国

民年金に任意加入中の期間であり、かつ、いずれも2か月と短期間である申立期間③及び④の保険料を納付していたと考えても特段不自然さはみられない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、申立人が大学を卒業した昭和48年4月ごろ、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後申立人が結婚するまでは、申立人の父親が、保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は、昭和53年9月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間①の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までの期間、60年8月、同年9月、61年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から53年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私が、20歳になった時に、母親が市役所支所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。加入手続後の国民年金保険料については、私の給料から自分の保険料を母親に渡しており、母親と一緒に市役所支所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料について申立人の母親が二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その母親の申立期間の保険料は納付済みとされている上、申立期間②について、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の加入手続日は、前後の任意加入者の加入時期から昭和54年3月に行われたことが推認でき、その時点では申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能であった上、申立人の母親が加入手続を行ったにもかかわらず、その後1年間に渡り保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の

母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の加入手続日は昭和 54 年 3 月に行われたことが推認でき、その時点では申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は特例納付等により申立期間①の保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から同年10月まで

私は平成8年5月に会社を退職後しばらくして、市役所で厚生年金保険から国民年金への種別変更手続きを行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料をまとめて金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の妻が保険料を納付したとする金融機関は、当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとされている上、その妻は、「申立期間の保険料を夫婦二人分まとめて金融機関で納付した。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、市役所で自ら国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、毎月、自宅に集金に来る自治会の役員に納付した。その際に、検認印が押された国民年金手帳を受け取った。昭和36年から継続して保険料を納付しているのに、申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料については、申立期間当時は納付済みであったことが確認できることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間直後の昭和50年4月から同年12月までの期間について、申立人は、厚生年金保険の被保険者であり、厚生年金保険料と国民年金保険料を重複して納付していたことが確認できるが、当該重複納付した9か月分の国民年金保険料のうち、同年4月から同年7月までの4か月分については51年3月に還付手続が行われている一方、50年8月から同年12月までの5か月分の保険料の還付手続は平成21年8月になって行われていることから、当時における行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、昭和51年3月に還付された国民年金保険料(4,400円)については、その時点で申立期間の保険料(3,300円)が未納であれば、当該還付金で充当すべきところ、全額が還付されていることから、還付手続が行われた時点においては、申立期間の保険料は納付済みとされていたと考えることも不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年3月までの期間及び41年1月から44年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から40年3月まで
② 昭和41年1月から44年6月まで

私が20歳になった昭和38年*月ごろに父親が自宅に来た集金人を通じて私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親が両親及び私の保険料を自宅に来ていた集金人に一緒に納付しており、集金人に納付できなかった期間については、後日父親がまとめて納付したにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に納付できなかった期間の国民年金保険料について、申立人の父親がまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年9月は第1回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立期間は国民年金の強制加入期間となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人の被保険者名簿及び被保険者台帳では、申立期間に近接する昭和40年4月から同年12月までの期間及び44年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料について、第1回特例納付時に納付していることが確認できる上、申立人の父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親も、第1回特例納付により申立人の未納期間の保険料がすべて納付済みとされていることから、申立人の父親が申立期間の保険料についても特例納付により納付していたものとするのが合理的である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間に近接す

る昭和 40 年 4 月から同年 12 月までの保険料は、当初未納とされていたが、平成 21 年 1 月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 63 年 8 月まで

私の夫は、勤務先の会社を退職し、昭和 61 年 1 月に会社を設立した時、私と夫の国民年金の加入手続を行った。その後、郵送されてきた納付書を使い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が会社を設立した昭和 61 年 1 月に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、申立人が持ち帰った国民年金および国民健康保険の領収書を見ながら家計簿に保険料額を記入していたことなど、申立期間当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 10 月に転居後の市において払い出され、オンライン記録でも、同市で初めて国民年金の被保険者資格を取得したとされているが、その妻の年金手帳によれば、通常、国民年金に加入した時の住所が記載されるべき住所欄の最上段には、申立人夫婦が申立期間当初に居住していた転居前の住所が記載されている上、申立期間当初の 61 年 1 月に同じ住所地において氏名変更手続も行われていることから、申立人の夫が、転居する前の区役所において、その妻と一緒に国民年金の加入手続を行っていたと考えても特段不合理な点はみられず、申立人には、その妻とともに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性

がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3547

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月までの期間及び 45 年 7 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続を行い、その後、実家で集金人に自分の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、結婚後もずっと母親が保険料を納付してくれていた。

また、他界した母親が残したメモには、申立期間①及び②の保険料をさかのぼって納付する場合の保険料額が記載されている。母親は、納付する機会があれば必ず保険料を納付したはずなので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は、国民年金制度発足時から 60 歳に到達するまでの間、保険料を完納しているなど、保険料の納付意欲は極めて高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和 46 年 12 月ごろ、申立人の母親が社会保険事務所（当時）で保険料納付の相談を行った際に受け取ったと考えられるメモを所持しており、そのメモには、申立期間①の保険料を第 1 回特例納付で納付する場合の保険料額及び申立期間②の保険料を過年度納付する場合の保険料額が記載され、その金額は、その当時の保険料額と一致していることから、納付意欲の高かったその母親が、社会保険事務所で保険料納付の相談を行っておきながら、それぞれ 7 か月及び 9 か月と短期間である申立人の申立期間①及び②の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3548

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 63 年 8 月まで

私の夫は、勤務先の会社を退職し、昭和 61 年 1 月に会社を設立した時、私と夫の国民年金の加入手続を行った。その後、夫が郵送されてきた納付書を使い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、会社を設立した昭和 61 年 1 月に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立人の夫が持ち帰った国民年金および国民健康保険の領収書を見ながら家計簿に保険料額を記入していたことなど、申立期間当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 10 月に転居後の市において払い出され、オンライン記録でも、同市で初めて国民年金の被保険者資格を取得したとされているが、申立人の年金手帳によれば、通常、国民年金に加入した時の住所が記載されるべき住所欄の最上段には、申立人夫婦が申立期間当初に居住していた転居前の住所が記載されている上、申立期間当初の 61 年 1 月に同じ住所地において氏名変更手続も行われていることから、申立人の夫が、転居する前の区役所において、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行っていたと考えるも特段不合理な点はみられず、申立人には、その夫とともに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性がある

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年12月まで

私は、結婚後しばらくした昭和45年ごろに年金のことが気になり、当時、市役所に勤務していた大家さんに相談したところ、過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞いたことから、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を、送付されて来た納付書により金融機関で一括して納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろに夫婦二人の国民年金の加入手続を行った後、夫婦二人分の未納期間の保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金加入手続は、同年6月又は同年7月ごろに一緒に行われていることが確認できることから、この時期は第1回特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は強制加入期間であったことから、当該期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が一括して納付したとする保険料額は、当時、申立人夫婦が実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の夫は、「当時、妻が国民年金を満額受給するために夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は夫婦二人分の保険料を一緒に特例納付したと主張しているところ、その夫は特例納付により保険料を納付していることが確認できることから、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、本来、特例納付は未納期間のうち、先に経過した月の分から保険料を納付するものとされているところ、申立期間直後の期間は特例納付により納付済みとなっていることから、申立期間の保険料が納付されていないのは不自然である。

その上、申立人及びその夫は申立期間を除いて保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年5月31日から同年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格取得日に係る記録を同年5月31日、資格喪失日に係る記録を同年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を390円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月31日から同年6月30日まで
② 昭和22年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和22年5月31日にA協会に入社し、同年12月1日に同僚とB公団に転籍するまで勤務していた。しかし、当該期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が当該期間においてA協会に勤務していたことが推認できる。

また、A協会において、申立人と同じ業務に従事していた同僚には厚生年金保険の加入記録が存在する。

さらに、上記の同僚は「職員は全員正職員であり、アルバイトなどはいなかった。」と述べている。

加えて、申立人が証言している当時のA協会の従業員数16名と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険被保険者数16名が一致することから、当時、同協会においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していた同僚の標準報酬月額から 390 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が把握できないことから不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 5 月の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が当該期間において A 協会に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 協会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同協会は昭和 22 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 26 年 8 月 6 日）及び資格取得日（29 年 2 月 1 日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 6 日から 29 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について A 社（商号変更後、B 社）の記録が無い旨の回答をもらったが、同社には昭和 25 年 1 月から平成 4 年 8 月までの期間、同社の元請会社である C 社内にあった事務所に、事務職として勤務していた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和 25 年 1 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26 年 8 月 6 日に資格を喪失後、29 年 2 月 1 日に再度資格を取得しており、同社における 26 年 8 月から 29 年 1 月までの期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、申立人が申立期間において、A社に勤務していたと供述している。

また、上記の同僚のうちの 1 名の A 社における被保険者期間は、申立期間中の昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 11 月 26 日までとなっているところ、当該同僚は、申立人と同一の業務をしていたと述べている。

さらに、申立期間において厚生年金保険被保険者となっている複数の同

僚は、いずれも申立期間において、申立人の業務内容に変更は無く、同一の業務をしていたと供述しており、当該複数の同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が当該社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年8月から29年1月までの保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年11月1日から35年2月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月から35年2月24日まで

私は、昭和34年7月から35年7月までA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、34年7月から35年2月24日までの期間が被保険者期間となっていなかった。給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和34年11月にA社に入社したとする同僚は、「私が入社した時には、既に申立人は事務員として勤務していた。」と供述している。

また、申立人が所有する写真を当時の同僚に照会したところ、複数の同僚が、「写真の撮影場所は特定できないが、昭和34年12月のクリスマスに事業主及び従業員らが参加した忘年会だと思う。」と供述していることから、申立人は申立期間のうち、34年11月1日から35年2月24日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

さらに、当該期間において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、当時A社では入社と同時に厚生年金保険に加入していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和34年11月1日から35年2月24日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控

除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同時期に就職した同僚等の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は死亡しており、事業所も既に清算処理されており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和34年7月から同年11月1日までの期間については、申立人の勤務実態を供述した当該同僚の厚生年金保険の資格取得日が、同年11月5日になっていることに加え、他の上司及び同僚については、いずれも既に死亡しており、当該期間について申立人の勤務実態は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格の取得日に係る記録を昭和34年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人のA社（現在は、C社）における資格の喪失日に係る記録を昭和34年4月1日から同年4月17日に訂正することが必要である。

なお、B社の事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年7月1日まで

私は、ねんきん定期便を見て、A社からB社に出向していた期間のうち、申立期間の年金記録に空白が生じていることに気がついたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社設立のいきさつや申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、雇用保険及び在籍証明書等の記録から、申立人は、申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務（昭和34年4月1日にA社からB社に出向）していたことが認められる。

また、C社の人事担当者及びB社の事業主の証言から、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、B社における資格の取得日は、同社が新規に適用事業所となった昭和34年4月17日とし、A社における資格喪失の日も同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年7月のB社における社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し、誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、事業主が昭和 34 年 7 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月31日から同年11月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録では昭和58年6月6日にA社で厚生年金保険に加入し、62年10月31日に喪失しているが、同社の給与明細書によると、喪失月の同年10月の給与からも厚生年金保険料が給与から控除されている。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する申立期間に係る給料明細書及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料明細書から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるが、届出の誤りであると思われると回答している上、A社の保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日が昭和62年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年10月25日）及び資格取得日（44年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月25日から44年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和43年10月25日から44年5月1日までの記録が無い旨の回答をもらったが、実際は、同社には41年2月から49年3月までの期間、継続して勤務し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった42年9月からは、毎月の給与から保険料を控除されていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和42年9月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年10月25日に同資格を喪失後、44年5月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業主の供述及び申立人がA社を退社直後に入社したB社に提出した申立人の履歴書により、申立人が申立期間に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立期間においても、申立人の給与から厚生年金保険

料を控除していたと供述している。

さらに、オンライン記録では、事業主が入退社を繰り返していた社員であったとする1名を除き、事業主を含めた従業員すべてが、申立期間において被保険者期間が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和43年10月の定時決定の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年10月から44年4月までの納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和36年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月22日から同年3月1日まで

私は、昭和35年4月1日から平成4年6月30日までA社で勤務したが、申立期間の1か月が、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の異動記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年2月22日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年3月のA社C工場における被保険者名簿の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社保管の被保険者資格取得確認通知書から同社C工場の資格取得日を昭和36年3月1日と届出していることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成3年2月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から3年2月21日まで

私は、平成元年4月1日から3年2月20日までA社に勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録が2年7月31日までとなっているが、3年2月まで給与から厚生年金保険料が控除されていた。厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成2年7月31日となっているが、当該喪失処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の3年3月22日に行われており、同様に、同社の従業員4名全員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

一方、雇用保険被保険者記録から、申立人は平成3年2月20日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の処理が行われている同僚が所持する給与明細書には、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成2年7月31日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である3年2月21日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、53万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成3年2月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成2年7月から同年9月までは28万円、同年10月から3年1月までは32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から3年2月21日まで

私は、昭和62年1月5日から平成3年2月20日までA社に勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録が2年7月31日までとなっているが、3年2月まで給与から厚生年金保険料が控除されていた。厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成2年7月31日となっているが、当該喪失処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の3年3月22日に行われており、同様に、同社の従業員4名全員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

一方、雇用保険被保険者記録から、申立人は平成3年2月20日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書には、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成2年7月31日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である3年2月21

日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、平成2年7月から同年9月までは28万円、同年10月から3年1月までは32万円とすることが必要であると認められる。

神奈川厚生年金 事案 2579

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和29年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月21日から同年7月1日まで

申立期間の欠落は、当時所属していたA社B工場の技術部が、本社の組織に編入された際の事務手続において発生したものと考えられる。私は同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における同僚の供述及び同社本社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（社会保険の適用上は昭和29年6月21日に、同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年7月のA社本社における社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月21日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社B営業所の資格喪失日が昭和33年3月21日となっているが、実際は同年4月1日に同社C営業所に転勤したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、D社)の保管する人事台帳、厚生年金保険被保険者台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和33年4月1日に同社B営業所から同社C営業所へ異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所における昭和33年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情事はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情事はないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 46 年 9 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47 年 2 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 6 日から 47 年 2 月 16 日まで
厚生年金保険加入記録を確認したところ、昭和 47 年 2 月まで勤務していた A 社の資格喪失日が、46 年 9 月 6 日となっている。厚生年金基金の記録では 47 年 2 月 16 日となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和 46 年 9 月 6 日に資格を取得し、47 年 2 月 16 日に資格を喪失している者の被保険者記録が確認できる。

また、上記の者の被保険者番号は申立人の厚生年金保険被保険者番号と同一の番号であることから、当該記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 46 年 9 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47 年 2 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票により、6 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年6月21日まで
私は、社会保険事務所の職員から、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていると聞いたが、当時、A社からそのような説明を受けたことは無かった。

また、私は、社長に頼まれて、名前だけ取締役となっていたが、仕事の内容は一貫して旋盤工であり、事務関係はやったことがない。

私の標準報酬月額の記録を、正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年6月30日）の後の平成6年7月26日付けで、さかのぼって26万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人と同様に、役員2名の標準報酬月額についても引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は平成6年3月1日までA社の取締役であったことが確認できるが、上記の訂正処理が行われた同年7月26日においては、既に取締役を辞任している上、申立人は「社長に頼まれて、名前だけ役員になっていたが、仕事は、ずっと旋盤を扱うものであった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、標準報酬月額に係る

有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月20日、17年7月20日及び19年7月20日に係る標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成19年7月20日

A社における賞与額から厚生年金保険料が控除されているが、平成16年12月、17年7月及び19年7月の記録が欠落しているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の支給額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月20日、17年7月20日及び19年7月20日の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の申立期間に係る標準賞与額の記録を平成16年12月20日及び17年7月20日は50万円、19年7月20日は70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成19年7月20日

A社における賞与額から厚生年金保険料が控除されているが、平成16年12月、17年7月及び19年7月の記録が欠落しているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の支給額から平成16年12月20日及び17年7月20日は50万円、19年7月20日は70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月20日、17年7月20日及び19年7月20日の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月20日、17年7月20日及び19年7月20日に係る標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成19年7月20日

A社における賞与額から厚生年金保険料が控除されているが、平成16年12月、17年7月及び19年7月の記録が欠落しているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の支給額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月20日、17年7月20日及び19年7月20日の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月31日から同年11月1日まで
平成18年9月1日から同年10月末日までA社に勤務していたのに、社会保険事務所(当時)の記録では同年10月31日の資格喪失となっている。退職日が、在職中の私の公休日と重なっていたので、届出が間違っているのだと思う。給与明細書には厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人の最終の勤務日が平成18年10月30日であり、翌日の同年10月31日が公休日となっているところ、最終の勤務日を退職日と勘違いして、社会保険事務所に届け出たが、申立人は同年10月31日まで在籍していた。」と供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、平成18年10月20日に支給された同年9月分及び同年10月30日に支給された同年10月分の給与明細書を保管しており、いずれの給与明細書からも標準報酬月額に対応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び平成

18年9月のA社における社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届を誤ったと認めている上、社会保険事務所におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成18年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年10月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年11月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月から49年9月までは8万6,000円、同年10月から50年9月までは9万2,000円、同年10月は10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月8日から50年11月21日まで
私は、昭和48年10月8日にA社に入社し、50年11月20日まで勤務した。当該期間は厚生年金保険の被保険者となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、生年月日が3年相違している者が昭和48年10月8日に資格を取得し、50年11月21日に資格を喪失している記録が確認できる。

また、申立人は申立期間に係るA社の給与明細書を保管しており、当該給与明細書において事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、この健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額に一致する。

さらに、B厚生年金基金が管理している申立人の厚生年金基金の加入員記録は、上記被保険者原票に記載されている被保険者記録と一致している。

これらを総合的に判断すると、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票に係る被保険者記録は申立人のものと認められ、申立人が昭和48年10月8日に被保険者資格を取得した旨の届出及び50年11月21日に被保険

者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票から、昭和48年10月から49年9月までは8万6,000円、同年10月から50年9月までは9万2,000円、同年10月は10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年12月16日まで
私の申立期間に係る標準報酬月額が53万円から9万8,000円に引き下げられている。

給与明細書を添付するので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年12月16日）の後の同年12月25日付けで、9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の常務取締役であったとしており、閉鎖登記簿謄本で申立期間に同社の取締役であったことが確認できるものの、同社の総務担当者やほかの複数の社員は、申立人は営業の担当役員であり社会保険の手続には関与していない旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月17日まで
オンラインの記録によると、申立期間の記録は無いが、当該期間は工場で働いており、昨年同僚の一人から記録が見付かり、当時の年金加入期間を統合してもらったとの知らせがあった。1年半ぐらい一緒に働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年6月3日から20年8月17日までについて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が挙げた同僚4名の名前が記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の被保険者名簿において、申立人と生年月日の一部が相違しているものの、申立人の旧姓で同名の者が昭和19年6月3日に資格取得し、20年8月17日に資格喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の生年月日について申立人は、「申立期間当時、母親から聞かされていた生年月日であり、30歳になって運転免許を取った際に、役所に届け出ていた本当の生年月日が判明した。それまでは、履歴書にも

その日付を記載していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 3 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 20 年 8 月 17 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間は、厚生年金保険法の施行前の期間であり、当時の労働者年金保険法においては、女子は被保険者となることができなかつた期間であり、また、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、昭和 19 年 10 月から 20 年 7 月までの標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年2月29日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和43年2月の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月29日から同年3月3日まで
② 昭和43年11月1日から同年11月11日まで

私は、昭和41年8月1日にA社（現在は、C社）に入社し、43年2月29日から同年11月11日までB社に出向したが、申立期間の船員保険被保険者の記録が無い。継続して勤務していたので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が発行した在職証明書から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録において、申立人のB社における船員保険被保険者資格の取得日は昭和43年3月3日、喪失日は同年11月1日となっている。

しかし、B社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日は昭和43年2月29日、資格喪失日は同年11月11日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和43年2月29日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和43年2月の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41 年 4 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 7 月から 40 年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 41 年 3 月までは 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 4 月 16 日まで
私は、A 社に勤務していたが、同社は昭和 39 年 7 月 1 日に合併し、B 社となった。同社 C 製造所での厚生年金保険の記録は無いが、合併前から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社 C 製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日の者が昭和 39 年 7 月 1 日付けで被保険者資格を取得し、41 年 4 月 16 日付けで資格を喪失した記録が確認できる。

また、上記の者の厚生年金保険被保険者番号は、申立人の被保険者番号と同一であることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41 年 4 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行っていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の記録から、昭和 39 年 7 月から 40 年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 41 年 3 月までは 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月及び同年2月

私の国民年金の加入手続は、退職した会社又は転職した会社から、国民年金の加入を勧められたため、父親が行ったと思う。国民年金保険料は、私が銀行へ行き、国民健康保険料等と一緒に、2か月分をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているところ、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月から同年6月ごろまでの間に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、申立期間の保険料の金額、納付時期及び納付方法等についての具体的な記憶が無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 6 月まで

私は、昭和 53 年 8 月に勤務先を退職してすぐに、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所の窓口で、国民年金保険料を納付していた。

昭和 53 年 12 月に転居した区でも、区役所の窓口で、国民年金保険料を納付していた。

昭和 54 年 3 月に転居した市では、郵便局で、国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月に勤務先を退職してすぐに、国民年金の加入手続を行い、その際に現在所持している年金手帳を受け取ったとしているが、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、申立人が 54 年 7 月に転居した先の市を管轄する社会保険事務所（当時）で払い出されていることが確認できる上、その手帳でも、申立期間は未加入とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 9 月から同年 12 月まで居住していた区及び同年同月から 54 年 3 月まで居住していた区では、区役所の窓口で、国民年金保険料を納付したと主張しているが、その当時、いずれの区においても区役所の窓口では、保険料の収納を行っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から45年7月までの期間及び46年12月から49年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から45年7月まで
② 昭和46年12月から49年8月まで

昭和38年9月ごろに母親が、私の国民年金の加入手続を行った。その後の住所変更手続及び厚生年金保険からの切替手続については、母親又は父親が行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、父親又は母親が、母親と私の二人分を一緒に集金人に納付していた。母親は申立期間の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年9月ごろに申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後の住所変更手続及び厚生年金保険からの切替手続は、申立人の父親又は母親が行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、申立人の父親又は母親が納付したと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の父親及び母親は既に他界していることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は、昭和43年5月ごろに行われたものと推認でき、その時点において、申立期間①の一部は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②の国民年金被保険者資格の確認は、平成10年4月にさ

かのぼって行われていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間②は、その当時、未加入期間とされていたことが推認される。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月までの期間及び 3 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月まで
② 平成 3 年 4 月から同年 6 月まで

私は、20 歳当時、学生であったが、母親から勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、毎月、私又は母親が金融機関等で納付書により国民年金保険料を納付していた。勤務先の会社を退職した後も、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。私は、申立期間①が未加入とされている上、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 11 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 6 年 1 月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の被保険者資格取得時期が 3 年 4 月となっていることから、申立期間①は未加入期間である上、申立期間②についても、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人に対する口頭意見陳述においても、申立期間の国民年金保険料を納付したという心証を得ることができない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 43 年 3 月まで

私が 20 歳になったころ、母親が区役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、その後、自宅に来ていた集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私が所持している国民年金手帳の被保険者資格取得時期は、20 歳になった昭和 39 年*月とされているので、その時期に、母親が加入手続きを行ってくれたと思う。

申立期間のうち、厚生年金保険加入期間の国民年金保険料を還付するとともに、保険料が未納とされている期間を納付済みの期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 39 年*月に、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続き等に直接関与しておらず、その母親も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 9 月に、職権により払い出されていることから、その時点で申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の資格取得時期が昭和 39 年 2 月であることから、申立人の母親が、その時点から国民年金保険料を納付し始めたと思うと述べているが、この資格取得時期は、加入手続き時期にかかわらず、強制加入

期間の初めまで遡^{そきゅう}及することから、保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から51年6月まで

私は、大学卒業後の昭和46年4月ごろ、父親に勧められて、母親と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、職員から20歳の資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付することができる旨の説明を受けたので、さかのぼって保険料を納付した。その後、私は、毎月、市役所内の銀行の出張所で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は53年9月に行われたものと推認できることから、申立内容と合致しない上、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは1回のみであると述べているところ、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続を行ったと推認される時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和46年4月ごろ、国民年金の加入手続を行った際に、20歳になった44年*月までさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の特殊台帳によれば、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる53年9月時点で、納付可能な51年7月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3556

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 56 年 3 月まで

私の申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、母親が行ってくれたと思う。

母親が、私の申立期間当時の国民年金の加入手続をいつ、どこで行い、国民年金保険料をいつ、どこで、どのように納付していたかは分からないが、母親は、必要な手続はきちんと行う性格であったので、私の国民年金の加入手続等も行ってくれていたはずである。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は昭和 59 年 7 月に行われたものと推認でき、申立期間は未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成元年3月まで

私は、平成元年4月に結婚するのを契機に、昭和63年7月に会社を退職し、同年8月に町役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、結婚するまでの8か月間、金融機関で納付書により毎月納付した。申立期間が未加入で保険料を未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月に町役場で国民年金の加入手続を行い、金融機関で毎月国民年金保険料を納付した記憶があると主張しているが、国民年金の手帳及び保険料の納付金額についての記憶がない上、国民年金ではなく、国民健康保険の加入手続及び国民健康保険料の納付の記憶かもしれないと申立内容が変遷するなど、記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時居住していた町において国民健康保険に加入していたことが確認できることから、国民年金及び国民健康保険の保険料を納付するには、様式の異なる2種類の納付書が必要となるが、申立人は、そのような記憶はないと証言している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年4月に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日として同年4月28日の日付が記載されていることから、その時点で申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろ、夫と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私と夫が、毎月、市役所で夫婦二人分を現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月ごろ、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、その番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人及び申立人の夫の国民年金の加入手続が行われたのは、42 年 7 月ごろと推認され、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続が行われたと推認される時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人及び申立人の夫が、毎月、市役所で夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているが、申立人の夫の申立期間の保険料は、昭和 55 年 6 月に第 3 回特例納付により納付されていることがその夫の特殊台帳により確認できることから、申立期間当時は、申立人の夫の保険料も未納であったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年1月までの期間及び62年8月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から60年1月まで
② 昭和62年8月から平成2年3月まで

私は、国民年金保険料を25年間納付しなければ、年金をもらえないと思っていたので、途中で保険料の納付を止める理由はなく、ずっと保険料を納付してきた。また、会社を退職した後も、市役所で国民年金の手続きを行い、保険料を納付していた。

私は、申立期間①が未加入とされている上、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、国民年金保険料を25年間納付しなければ、年金をもらえないと思っていたので、途中で保険料の納付を止める理由はないと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によれば、国民年金の被保険者資格の喪失時期がいずれも昭和57年4月となっていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間②について、会社を退職した後、市役所で国民年金の手続きを行い、その後、同市役所で保険料を納付していたと述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、その当時、国民年金の被保険者資格を再取得したとする記載が確認できない上、申立人は、昭和40年8月以降、同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3560

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から50年3月まで

私の国民年金については、夫が加入手続を行い、その後の保険料も納付していた。夫婦で店を営んでいたため、将来の事を考えて夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその夫は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年11月に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から同年同月以降であることが推認できることから、その時点では申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年3月までの期間及び同年8月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から53年3月まで
② 昭和53年8月から55年3月まで

私は、20歳になったころ、学生だったため、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。父親は、申立期間①及び②当時、家族全員分の国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、申立期間①が未加入とされている上、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人は、その父親の記憶が定かでないとしており、父親からも証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における国民年金の資格取得時期から、申立人が昭和55年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点において、未加入期間である申立期間①の国民年金保険料を納付することができない上、申立期間②の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、同一市内に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 11 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、保険料については集金人に納付していた。42 年に転居した後においては、多忙であったため 4 年間ぐらい保険料を納付していなかったところ、夫から、未納となっていた保険料を納付するようにと、まとまった金額を渡されたので、46 年ごろに市支所にて納付した。その後の保険料についても、金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年ごろ、それまで未納となっていた約 4 年分の国民年金保険料を市支所でさかのぼってまとめて納付し、その後の保険料については、金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶が必ずしも定かでないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、未納となっていた保険料については、制度上、時効により 2 年以内の分についてのみ納付することが可能であり、その主張には相異があること、及び申立期間は任意加入被保険者であったことから、特例納付によりさかのぼって保険料を納付することもできないことを踏まえると、申立人は昭和 52 年 7 月に再び保険料を納付し始め、その時点でさかのぼって納付することが可能な 50 年 4 月以降の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 3 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 25 年 7 月 4 日から同年 8 月 11 日まで
③ 昭和 26 年 5 月 28 日から同年 8 月 20 日まで

私は、「ねんきん特別便」の記録と船員手帳の記録を確認したところ、申立期間が被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所（当時）に期間照会をした。しかし、申立期間は被保険者期間となっていないとの回答だった。船員手帳は船舶所有者の変更及び船舶の乗下船ごとに記録されており、その都度、海運局（当時）の許可を受けている。申立期間に勤務していたことは確かなので、当該期間を船員保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、申立人から提出された船員手帳により、申立人が通信士として各船舶に乗船していたことが確認できる。

しかし、申立人は船員手帳の雇入契約の記載を申立期間における船員保険の被保険者期間の根拠としているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づき、海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁が予めその労働契約の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、申立人が所持する船員手帳において、乗船が確認できる 15 か所のうち、雇入日又は雇止日と船員保険の資格取得日又は資格喪失日が一致するのは 4 か所のみであり、雇入契約期間よりも船員保険の被保険者期間が長い期間も複数存在する。

申立期間①については、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に

記載されている船員のうち連絡の取れた1名の所持する船員手帳によると、当該同僚が船員保険の資格取得をしたのは、雇入日の約5か月後であることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、「乗船した船舶は、かつお漁の新造船だった。」と供述しているところ、A社会保険事務局（当時）の記録によると同船の船員保険の適用は昭和26年2月15日からとなっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間③については、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に記載されている船員のうち連絡の取れた1名の所持する船員手帳によると、当該同僚が船員保険の資格取得をしたのは、雇入日の約1か月後であることが確認できる。

また、申立期間①及び②については、船舶所有者が商業登記簿で確認できず、申立期間③については、船舶所有者が船員手帳と船員保険被保険者名簿で異なっており、それぞれの船舶所有者の連絡先が不明であることから、申立期間に係る保険料の控除について、照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 25 日から 42 年 7 月 6 日まで
私は、平成 19 年 10 月ごろ、A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が脱退手当金として受給したことになっていることを初めて知った。

脱退手当金を受給した覚えがないので、何度も社会保険事務所（当時）に確認したが、支給しているとの回答で納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 42 年 10 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2594 (事案 755 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月ごろから24年3月ごろまで
私は、A社に申立期間に勤務していたので、再度調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、A社は昭和23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていなかったこと、及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった同日時点で同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により調査したが、その中にも申立人の名前は無く、当該期間の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立期間はA社に勤務していた期間のすべてではないので再度調査をするようにと再申立てをしているが、今回の申立期間についても前回の調査時に行っており、前回の調査のとおり、同社は既に解散していることから人事記録等の関連資料を得ることができない上、同僚からも申立人が勤務していたとする供述を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、今回の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年1月6日から23年4月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していることから、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和21年5月ごろから22年1月6日までの期間及び23年4月30日から同年11月ごろまでの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月ごろから23年11月ごろまで

私は、昭和21年5月ごろから23年11月ごろまでA社に総務課企画係員として勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ加入記録が無いと言われた。当該期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で生年月日が相違している者が昭和22年1月6日で被保険者資格を取得し、23年4月30日に同資格を喪失していることが確認でき、この記録は申立人の記録と考えられるところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、同社で被保険者資格を喪失した約1か月後の同年5月27日に当該期間の脱退手当金を支給決定していることが確認できる上、旧台帳で確認できた他の同僚も脱退手当金が支給されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していることから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

申立期間のうち、昭和21年5月ごろから22年1月6日までの期間及び

23年4月30日から同年11月ごろまでの期間については、申立人が保管しているB社の勤務記録カード（甲）の写しには、申立人が当該期間にA社に勤務していたと記載されている。

しかし、A社は、人事記録等の資料は保管していないと回答しており、当時の上司、同僚も既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることはできない。

またA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、上記の脱退手当金が支給されたとする被保険者記録のほか、申立人の記録は見当たらず、不自然な記載も無い。

このほか、当該期間について、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 24 日から 33 年 3 月まで
② 昭和 34 年 6 月 29 日から同年 10 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 32 年 5 月 8 日から同年 7 月 24 日までの期間が、A 社での被保険者期間となっていた。学生時代にアルバイトをしていた B 社の営業部に所属し、現場で 33 年 3 月まで勤務していた。A 社で被保険者となっているのは、B 社と同一現場にあった A 社に派遣されていたからのようだ。私は、33 年 3 月まで同一現場、同一業務で勤務していたので、今回確認できた被保険者期間では足りないと思う。調査をしてほしい。

昭和 34 年 6 月 29 日から同年 10 月 30 日まで C 学園に指導教員として勤務していた。その期間は、その後に D 県職員として勤務した時に職歴加算と認定されている。職歴加算に認定されているということは、私は厚生年金保険に加入していたと思うが、厚生年金保険被保険者になっていないのはおかしいと思う。確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当初、B 社で勤務していたと認識していたが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前があるところ、申立人は、当該期間当時は同社と B 社は同一現場であり、自分は同社から A 社に派遣されていたかもしれないとしているところから、申立人は、同社に在籍していたものと考えられる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間に記録がある従業員 20 人に確認したところ、申立人を記憶している者は無く、申立人の申立期間①における勤務実態を特定できなかった。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の閉鎖登記簿謄本には当該期間当時の事業主名の記載は無く、当時の状況が確認できず、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができなかった。

さらに、当該期間中に勤務していた同僚は、「A社は、臨時社員として入社しても6か月を過ぎると正社員となり、正社員は社会保険に加入したが、一方で、臨時社員は希望者だけ加入することもできた。また、入社時に希望して社会保険に加入しても正社員を希望しない者は、勤務期間中であっても厚生年金保険の被保険者資格を喪失することができた。」と証言している。

申立期間②について、当該期間の後に公務員として勤務したD県の人事記録台帳に昭和34年6月29日から同年10月30日までC学園に勤務していた旨の記載があることから、申立人の当該期間に係る勤務実態は確認できる。

しかし、申立人は、C学園に指導教員として勤務した申立期間②については、その後、公務員として勤務したD県の職歴加算に認定されているので厚生年金保険に加入していたはずだと主張しているが、当時のC学園の事務担当者によると、指導教員は社会福祉主事任用資格が無い場合は、半年から1年ぐらいの試用期間があったとしている上、D県の人事記録台帳によると申立人が社会福祉主事の任用資格を得たのは、当該期間の後の昭和40年3月であることが確認できる。

また、申立期間②当時、C学園に勤務していた指導教員に照会したところ、「C学園では当時試用期間があったため、私も採用時から厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

さらに、C学園の従業員は、同学園が適用事業所になる前は、D県E協会において厚生年金保険に加入していたところ、同協会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 31 日から 6 年 12 月 21 日まで
オンライン記録では、私の A 社での資格喪失日が平成 4 年 12 月 31 日
になっているが、6 年 12 月 21 日まで継続して勤務していた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 12 月 21 日）の後の 7 年 1 月 12 日付けで、申立人が 4 年 12 月 31 日に資格を喪失した旨の処理がなされている上、同日に 5 年 10 月 1 日及び 6 年 10 月 1 日の定時決定が取り消されていることが確認できる。一方、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役であったことが認められる。

また、申立人は、社会保険関係事務は、業務委託を行っていた労務管理事務所に任せていたと供述しているが、当該事務所の関係者（所長は死亡）は、「私は、A 社に書類の印をもらいに行っていた。」旨を供述しているところ、このような資格喪失の訂正処理及び定時決定の取消しを行う場合は、関係書類に社印を押す必要があることから、代表取締役である申立人が当該処理に関与していないとは考え難く、申立人は、申立期間に係る資格喪失日の訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの資格喪失日に係る記録訂正に同意しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月1日から41年1月1日までの期間及び同年4月1日から43年2月26日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は申立期間のうち、昭和43年2月26日から44年12月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月1日から41年1月1日まで
② 昭和41年4月1日から43年2月26日まで
③ 昭和43年2月26日から44年12月まで

社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について、昭和43年7月9日に脱退手当金が支給されていることを知った。

私は、B社を退職した後は、脱退手当金を受け取っているが、A社を退職した後は受け取っていない。

全く身に覚えが無いことで、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社には昭和44年12月まで勤務していたにもかかわらず、同社での資格喪失日が43年2月26日となっている。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間③について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の直前の事業所であるB社を退職した際、脱退手当金を受給したとしており、脱退手当金の受給手続について、既に認知していたと考えられるなど、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③について、申立人の雇用保険における離職年月日は、昭和43年2月25日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録と一致している。

また、複数の同僚に照会したものの、申立期間について、申立人が当該事業所に継続して勤務していたとする供述を得ることができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、A社は既に解散しており、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月ごろから 40 年 9 月ごろまで

私は、申立期間にA社に勤務していた。当時は臨時職員だったが、統計課に所属して正社員と同じ仕事をしていた。

しかし、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所属していたと主張するA社統計課について、同社も申立期間当時に同部署が存在した事実を認めていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、自身の契約内容が臨時職員だった旨を供述する一方、A社は、「臨時職員を厚生年金保険に加入させたのは、昭和 41 年 6 月 1 日以降である。」旨を回答している。

また、同じ統計課に所属した臨時職員として、申立人が挙げた1名の記録は、オンライン記録で確認ができない。

さらに、申立人から名前が挙げたA社の統計課の同僚6名については連絡先不明のため、これらの同僚から厚生年金保険料の控除等についての証言は得られなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から32年7月1日まで
② 昭和32年9月1日から33年3月1日まで

私は昭和29年6月1日から33年3月1日まで継続してA社に臨時工として勤めてきたが、29年6月1日から32年7月1日までの期間と同9月1日から33年3月1日までの期間の厚生年金保険の記録が抜けている。

継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は申立期間において臨時工として勤務していたと述べているところ、同僚2名は「申立期間当時、臨時工であった者は、長期間厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

また、申立人の夫は「昭和32年7月に本採用試験を受け、正社員となった。」と述べており、臨時工であった期間については厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、申立人はA社において昭和32年7月1日から同年9月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者となっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じく同年7月1日に資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した同僚が、多数いることが確認できる。

このことについて、上記の複数の同僚に照会したところ、「臨時工であ

った、被保険者となっていない期間についてもA社に勤務していた。」と述べていることから、同社では、臨時工について、一斉に昭和32年7月1日に資格を取得させ同年9月1日に同資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 25 日から 48 年 12 月 21 日まで
② 昭和 49 年 9 月 20 日から 52 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 41 年 12 月に A 社に入社し、事務等の仕事をした。44 年 3 月にいったん退職したものの、すぐに再入社し、その後、49 年 9 月から、事業主の妻が経営していた B 社で販売等の仕事をした。申立期間には間違い無く勤務していたが、「ねんきん特別便」の記録によると申立期間の記録が欠落している。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 44 年 3 月にいったん退職したものの、すぐに再入社しており、当該期間に A 社に勤務していたと述べている。

しかし、昭和 47 年 6 月に資格を取得している同僚は、「私が入社した時、申立人は勤務していなかった。また、他の同僚から申立人は、いったん、退職して再入社したと聞いている。」と供述している。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、健康保険整理番号*番として昭和 44 年 3 月 25 日に資格を喪失し、その後*番として 48 年 12 月 21 日に資格を取得したことが確認できる上、申立期間における整理番号に欠番は無く、事務処理に不自然な点は見られない。

申立期間②については、申立人は、B 社 C 店舗の名刺を保管しており、複数の同僚の供述からも、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は昭和 63 年 11 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の関連会社であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、当時、B社に勤務していた同僚及び元役員から、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の厚生年金保険料について、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、申立期間①及び②共に、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 9 月 25 日まで
昭和 48 年 4 月に大学に入学した。入学前に B 社本社に連絡したところ、A 社を紹介されたので、同年 4 月 1 日から同年 10 月末まで住み込みで仕事をしていた。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している A 社の同僚は、「申立人は昭和 48 年 4 月ごろに入社した。」と証言しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚は、昭和 47 年 4 月に A 社に入社したとしているが、同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は同年 8 月 1 日となっており、入社日と資格取得日が一致しておらず、同社では当時、従業員を採用した後、一定期間経過してから厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後 1 年間において、4 月に資格を取得している者は確認できない。

さらに、当該被保険者名簿には、申立期間当時、整理番号に欠番は無く、申立人の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 5 日から 46 年 2 月 28 日まで
私は、昭和 41 年 8 月 5 日から 46 年 2 月 28 日まで、A社に勤務していた。同年 6 月に結婚する予定があったので退職したが、脱退手当金が支払われたことになっている。会社からは退職金をもらった覚えは無く、間違えることはないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 6 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 21 日から同年 12 月 6 日まで
② 昭和 49 年 12 月 6 日から 51 年 4 月 10 日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていなかった。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 49 年 8 月にA社に再入社した同僚が、「私が入社した時には申立人は勤務していた。」と供述していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚は、「厚生年金保険は、入社後しばらく後になって加入手続されていた。同社では厚生年金保険は入社と同時に加入させていなかったようだ。」と供述している。

また、申立人の上司は、「当時、社会保険など担当していた経理部の社員から、厚生年金保険は入社と同時に加入手続を行っていなかったとの話を聞いた。」と供述している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間のうち、昭和 49 年 12 月 6 日から 50 年 4 月 20 日までの期間は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、「A社は昭和 49 年 12 月ごろから事業をほぼ休止しており、その後 1 年間は残務整理であった。残務整理をしていた期間は、厚生年金保険に継続して加入していたとは思えない。」と述べているところ、当該同僚は、同年 12 月 25 日に被保険者資格

を喪失している。

また、申立人と同じ部署で勤務していたとする別の同僚は「昭和 50 年 9 月まで勤務していた。」と述べているが、49 年 12 月 25 日に被保険者資格を喪失している。

さらに、オンライン記録から、A 社は昭和 50 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②のうち、同日後の期間は適用事業所でないことが確認できる。

加えて、A 社は既に解散しているため、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年4月26日まで
私は、申立期間について、A基地内でハウスポーイとして継続して勤務していたが、オンライン記録では、9か月間の欠落があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する履歴書には、A基地内でハウスポーイとして勤務した期間として、「昭和25年1月から27年2月まで」、「27年2月から同年4月まで」の旨が記載されていることから、申立人が申立期間にハウスポーイとして勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生省保険局通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者について」（昭和26年7月3日付保発第51号）により、昭和26年7月1日からは、ハウス等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされているところ、申立人は、履歴書に記載されているハウスポーイについて、家事使用人のことである旨を供述している。

また、厚生年金保険の被保険者資格を再取得した昭和27年4月26日について、申立人は、「A基地内で職務内容がハウスポーイから通訳へ変更した時期」である旨を供述している上、申立人が保管する履歴書にも、「昭和27年4月からの職務内容は通訳」である旨記載されていることから、申立人は同年4月26日に厚生年金保険の適用対象となったことにより資格を取得したものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 13 日から 39 年 8 月 10 日まで
私は、B社を退職後、昭和 37 年 5 月 13 日から 39 年 8 月 9 日まで、C市D町にあったA社に勤務した。厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主や所在地などを記憶しており、この記憶が申立人がB社からA社に転職した当時のことを記憶しているB社の同僚の記憶と一致することから、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録において、B社の同僚の証言からA社に申立人と共に転職したとする同僚は、申立期間において、A社における厚生年金保険の被保険者となっておらず、連絡先が不明又は死亡のため、供述を得ることができない。

さらに、申立人が記憶する事業主は、連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する供述を得ることができない。

加えて、申立人は、給与明細書等、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は所持しておらず、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月ごろから 36 年 12 月ごろまで
私は、昭和 35 年 10 月ごろから 36 年 12 月ごろまでA社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された臨時社員辞令簿及び申立人が同社退職後に勤務したB社から提出された申立人の履歴書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、厚生年金保険の取扱いについて、当時の中途採用の乗務員は、臨時社員として入社後、半年から数年程度の試用期間があり、正社員になった時に厚生年金保険へ加入させていたと回答しているところ、同社の申立期間当時の臨時社員辞令簿に掲載されている同僚のうち、厚生年金保険被保険者の記録が確認できる6名は、入社日より16か月ないし22か月経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、臨時社員辞令簿において、正社員に登用された臨時社員には特定の印を付していたが、申立人の欄にはその印が無いことから、申立人は、正社員にならずに退職した臨時社員であると思われると回答している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 22 日から 29 年 2 月 2 日まで

私は、昭和 28 年 3 月に中学校を卒業し、学校の世話で同じ中学校を卒業した友人と一緒に A 社に就職した。その友人の記録は 28 年 5 月からあるのに、私の記録が 29 年 2 月からであることに納得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同じ中学校を卒業して A 社に就職した同僚の証言から、申立人が昭和 28 年 4 月に A 社に入社したことは推認できる。

しかし、申立人が同じ中学校を出て同じ部屋に住んで勤務していたとする複数の同僚は、「申立人が申立期間に勤務していたことを記憶していない。」と供述している上、申立人は、申立期間中に当該同僚のうちの 1 名が退職したことや再度入社したことを記憶していない。

また、上記の同僚のうちの 1 名は「申立人はすぐに辞めてしまったように思う。」と述べている。

さらに、A 社は、社会保険の関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、社会保険事務所（当時）から、申立期間について厚生年金保険の被保険者としての記録が無いと言われた。昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで、A 事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A 事業所の在職証明書及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同時期に就職した同僚の厚生年金保険の資格取得日も、昭和 47 年 5 月 1 日である上、申立期間において同僚 1 名が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所が適用事業所となった昭和 47 年 5 月 1 日において、資格を取得した複数の同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料が無いと述べている。

加えて、事業主に照会したところ、「当時の資料は保管していない。」との回答であり、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2610

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 3 月 17 日まで
申立期間に月額 50 万円以上の報酬を得ており、社会保険事務所（当時）へもそれに見合った報酬月額の届出及び納付を行っていた。申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円になっているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 3 月 17 日）の後の同年 4 月 17 日付けで、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、「取締役に対して、社会保険事務所に対する訂正処理の手續や書類の作成を指示した。」旨を供述していることから、申立人は当該訂正処理に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 12 月まで

私は、昭和 37 年 4 月から 39 年 12 月まで A 社に勤めていたが、その期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同社は株式会社であったので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、調査し、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する写真及び一緒に働いていたとする同僚の証言から、申立期間当時、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンラインの記録では、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記の同僚は、「申立期間中に保険料の控除があったかどうかは記憶していない。」と述べている上、A 社は既に解散しており、事業主も連絡先が不明であることから供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間当時、一緒に働いていたとする複数の同僚についても A 社の厚生年金保険の記録は無く、これらの者も連絡先が不明であることから供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで
昭和 48 年 10 月 1 日に A 社に入社し、申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 50 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 50 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる 7 名のうち、申立人及び既に死亡している 2 名を除く 4 名に申立期間の保険料控除について照会したところ、3 名から回答があったが、同日より前の期間において厚生年金保険料の控除があったとする者はいなかった。

さらに、昭和 48 年 10 月に A 社に入社したとする 1 名は、「同社に入社した際、国民年金に加入するよう言われた。また、50 年 9 月には、厚生年金保険に加入することについて説明があった。」と供述している上、その者は、48 年 10 月から 50 年 8 月までの期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

加えて、昭和 48 年 10 月に入社したとするほかの 1 名も同年 10 月から 50 年 8 月までの期間の国民年金保険料をすべて納付している上、別の 1 名も当該期間の国民年金保険料を昭和 49 年度の 3 か月間を除き納付して

いる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月 1 日から 20 年 11 月 1 日まで
② 昭和 27 年 12 月 28 日から 30 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 10 月ごろに A 社に就職し、20 年 10 月末に退職した。また、昭和 27 年 6 月ごろに父親と一緒に C 社を立ち上げ、当初から厚生年金保険の適用事業所となっているはずである。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、30 年 2 月 1 日から適用事業所となっており、それまでの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。

いずれの期間も調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間に A 社 B 事務所に勤務していたと述べている。

しかし、適用事業所名簿から A 社 B 事務所は、昭和 19 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所において事務職だったと述べているところ、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日より前の期間は労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされている。

さらに、当時の事業主や同僚は死亡又は住所不明のため、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人の供述内容や、C 社の商業登記簿謄本に代表取締役として申立人の氏名があることから、勤務実態は確認できる。

しかし、C社は、昭和30年2月1日に適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、当該事業所は申立人と申立人の父親が立ち上げた会社だったと述べているところ、申立人の父親の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日の昭和30年2月1日となっている。

さらに、当該事業所において、申立人と同日に資格を取得している同僚は申立人を含め23名おり、そのうちの一人は、「申立人の父親は年金制度が嫌いだったため、会社創立当時から適用事業所にはなっていなかったと思う。」と述べている。

加えて、事業主である申立人は、当時の資料が無く、申立期間当初に適用事業所の届出を行ったかは不明であり、保険料を控除していたことが確認できる給与明細等は保管していないと述べている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 6 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間に研修生として A 社（現在は、B 社）に勤務していた。保険料は給与から控除されていたかどうかは覚えていないが給与は 22 万円あった。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社健康保険組合の加入記録から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社の当時の社会保険担当者は、「研修生については、厚生年金保険には加入させず、健康保険のみ加入させていた。」旨の回答をしている。

また、A 社が健康保険組合に提出した資格取得届及び資格喪失届には、研修生以外は厚生年金保険の記号番号が記入されているが、申立人には厚生年金保険の記号番号が記載されておらず、申立人と同様に他の海外からの研修生についても、厚生年金保険の記号番号が記入されていない。

さらに、オンライン記録においても、申立人と同様に研修生については、厚生年金保険の加入記録を確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月16日から同年10月1日まで
昭和41年5月から52年9月までA社（法人化後のB社を含む）に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間について厚生年金保険被保険者の記録が無い。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況についての記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間の前後を含めてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は昭和44年5月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、B社は同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は両社とも厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人を含む従業員11名全員がA社において昭和44年5月16日に資格を喪失し、B社において同年10月1日に資格を取得しているところ、当該同僚に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から42年8月1日まで

私は、昭和35年4月1日から52年6月1日までA社B専売所で、夫と共に勤務した。

当時、一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私の申立期間に係る厚生年金保険加入記録が無いのは納得いかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言により、申立人が申立期間にA社B専売所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と同様に、昭和42年8月1日以前からA社で働いた複数の同僚は「42年8月1日以前から夫と一緒にA社で働いていたが、同社の組織変更があり、同日から夫に加えて私も厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、申立人の夫の被扶養者として記載されている。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年12月21日から60年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年4月1日から9年4月25日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月21日から60年5月1日まで
② 平成6年4月1日から9年4月25日まで

私は、申立期間①について、前職を退職後すぐにA社を設立し、当然に厚生年金保険の適用事業所の届出を行っているはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、A社の代表取締役として、月額80万円以上の報酬を得ていたが、標準報酬月額が9万8,000円に訂正処理されているので修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の商業登記簿謄本から、当該期間のうち、昭和56年2月4日以降の期間において、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和60年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、昭和55年12月21日にC社を退職後、A社を設立しており、1年以内には適用事業所になっていたはずであると述べているが、同社が適用事業所になる旨の手続を自らが行ったわけではなく、B事務所

に依頼していたと述べているところ、同事務所は、当時の資料は無く、不明であるとの回答であった。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間①において国民年金保険に加入し、その大部分について保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円、同年12月から9年3月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月25日の後の同年5月21日に、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）、A社の経理担当者及び顧問の公認会計士が申立人に無断で訂正処理を行うことは無いとしている上、原則、代表者印は自ら押していた旨を供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 2 月 29 日まで
私は、A社の事業主として金属加工業を営んでいた。厚生年金保険の記録では、平成 11 年 9 月から 12 年 1 月までの標準報酬月額が引き下げられているが、給与額は引下げ前と変わっていないはずであるので、調査し、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 11 年 9 月から 12 年 1 月までは 59 万円と記録していたところ、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（12 年 2 月 29 日）の後の同年 3 月 17 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが商業登記簿謄本により確認できる。

また、複数の従業員は倒産する半年ほど前から会社の経営状態が悪かった旨を証言している。

さらに、申立人は、A社が倒産する前に同社の倒産後の処理を頼むため、弁護士に代表者印を渡し全権を委任していた。社会保険事務についても同弁護士事務所に在籍する者に委託しており、自身は標準報酬月額の減額処理については関与していないと供述しているが、同社の従業員は、申立人は弁護士事務所に全権を委任した後にいなくなったが、申立人個人の財産等の処理も同弁護士事務所が行っていたため、同弁護士事務所と申立人は連絡を取っていたと思う旨の証言をしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、その処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 6 月 1 日まで

私は、A社の代表取締役をしており、仕事は営業と事務を担当していた。オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与と相違している。訂正処理が行われた平成 10 年当時、同社は経営不振で社会保険料の滞納があったが、社会保険事務所（当時）に行き記録訂正を行ったことも無く、当時の夫も社会保険事務には関与していなかった。標準報酬月額が変更されているのは納得できないので正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 6 月 1 日）の後の平成 10 年 6 月 26 日付けで、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の代表取締役であったと供述しており、商業登記簿謄本からも申立期間当時、申立人が代表取締役として同社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時A社の経営状態は厳しく社会保険料の滞納があったと思う。また、業務内容は営業及び事務を担当しており、社会保険の事務に一定の権限があった。」と述べていることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の

減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 4 日から同年 6 月 4 日まで
厚生年金保険の記録では、昭和 33 年 6 月 4 日にA社において被保険者資格を取得したことになるが、私は、同年 4 月 4 日に同社に入社し、主に技能プレス加工に携わってきた。平成 6 年 1 月にB事業所に転勤となり、12 年 3 月の定年までずっと勤務した。昭和 33 年 4 月 4 日から同年 6 月 4 日までの厚生年金保険被保険者記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している従業員台帳から、申立人が昭和 33 年 4 月 4 日に入社し、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社が保管している健康保険台帳では、申立人の資格取得日は昭和 33 年 6 月 4 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と合致している。

また、申立人と同じ昭和 33 年 4 月 4 日に入社し、同年 6 月 4 日に厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚は、「1 日付け採用以外の者は不定期採用扱いとなり、臨時従業員として入社した。臨時従業員は、入社当初の 2 か月間は見習期間で、厚生年金保険や健康保険に加入させてもらえなかった。」と証言していることから、A社では、臨時従業員については、入社から一定期間をおいて厚生年金保険の資格取得をさせていた取扱いがうかがわれる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 33 年 6 月 4 日となっており、申立期間に申立人の名前

の記載が無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2621 (事案 1029 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から31年2月5日まで

A社を退職する日に勤労課のB氏から、厚生年金保険被保険者証は20年間勤務しないと使えないと言われ、被保険者証を受け取り所持していた。当該被保険者証は既に紛失しているが、私は先の第三者委員会の見解にある事業所による脱退手当金の代理請求を依頼していない。そのことについては、B氏、C氏及びD氏が証人になっていただける。脱退手当金が支給されている記録は間違っているので申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている脱退手当金の支給記録と、当時は通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、当時の同僚の証言及び一連の事務処理に不自然さやうかがえないなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月30日付けの総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当該事業所勤労課に勤務していたB氏、C氏及び機械課の同僚のD氏の証言から、当該事業所において申立人の脱退手当金に係る代理請求は行われていなかったことが明らかになると主張するが、B氏は平成21年3月に死亡している上、C氏は所在不明であり、D氏は申立人や勤労課に在籍していたB氏は知っているがそれ以外のことは不明としており、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。